

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

② ソフトウェア

残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、年度末において発生していると認められる額を計上している。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与（6月期）の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の帰属する額を計上している。

(3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成28年11月11日雇児発1111第3号・社援発1111第5号・老発1111第6号、以下「運用上の取扱い」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する団体職員退職手当積立基金及び一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人は、事業区分においてそれぞれ主として社会福祉事業及び運営する拠点区分を実施しているため、計算書類を作成するものである。作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉事業拠点区分 (社会福祉事業)

法人運営事業

地域支援事業配食サービス

民生委員児童委員協議会の育成指導に関する事業

日常生活自立支援事業

共同募金配分事業

老人福祉活動事業

障害児・者活動事業

児童・青少年福祉活動事業

- 福祉育成・援助活動事業
- ボランティア活動事業
- 歳末たすけあい配分事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 高齢者生活福祉センター受託事業
- 生きがい活動支援通所介護事業
- 介護保険サービス事業拠点区分 (社会福祉事業)
- 通所介護事業
- 訪問介護事業
- 居宅介護事業
- 生活支援体制整備事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
建物	0	0	0	0
建物付属備品	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	18,806,351	16,721,765	2,084,586
器具及び備品	5,209,230	2,225,721	2,983,509
ソフトウェア	1,141,000	535,266	605,734
合計	25,156,581	19,482,752	5,673,829

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	14,813,488	0	14,813,488
未収金	12,534,998	0	12,534,998
未収補助金	20,000	0	20,000
合計	27,368,486	0	27,368,486

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。

なお、積立金に対しては積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

イ 施設整備等積立預金

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要費用、及び増改築に伴う土地習得に要する費用に充てるために、4,500,000円積み立てている。同額の積立資産を留保するものである。

計算書類に対する注記(地域福祉事業拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

② ソフトウェア

残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、年度末において発生していると認められる額を計上している。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与(6月期)の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の帰属する額を計上している。

(3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成28年11月11日雇児発1111第3号・社援発1111第5号・老発1111第6号、以下「運用上の取扱い」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する団体職員退職手当積立基金及び一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人は、事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業及び運営する拠点区分を実施しているため、計算書類を作成するものである。作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(2) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉事業拠点区分	(社会福祉事業)
法人運営事業	
地域支援事業配食サービス	
民生委員児童委員協議会の育成指導に関する事業	
日常生活自立支援事業	
共同募金配分事業	
老人福祉活動事業	
障害児・者活動事業	
児童・青少年福祉活動事業	
福祉育成・援助活動事業	
ボランティア活動事業	
歳末たすけあい配分事業	
生活福祉資金貸付事業	
高齢者生活福祉センター受託事業	
配食サービス受託事業	

障がい者団体支援事業
生きがい活動支援通所介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
建物	0	0	0	0
建物付属備品	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,820,397	1,572,820	247,577
器具及び備品	2,986,884	660,678	2,326,206
ソフトウェア	616,000	10,266	605,734
合計	5,423,281	2,243,764	3,179,517

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,407,830	0	3,407,830
未収金	12,534,998	0	12,534,998
未収補助金	20,000	0	20,000
合計	15,962,828	0	15,962,828

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 関連当事者との取引の内容に関する事項
該当なし

12. 重要な偶発責務
該当なし

13. 重要な後発事象
該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(介護保険サービス事業拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

② ソフトウェア

残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、年度末において発生していると認められる額を計上している。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与(6月期)の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の帰属する額を計上している。

(3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福社会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成28年11月11日雇児発1111第3号・社援発1111第5号・老発1111第6号、以下「運用上の取扱い」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する団体職員退職手当積立基金及び一般財団法人沖繩県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人は、事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業及び運営する拠点区分を実施しているため、計算書類を作成するものである。作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(2) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

介護保険サービス事業拠点区分 (社会福祉事業)

通所介護事業

訪問介護事業

居宅介護事業

生活支援体制整備事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	16,985,954	15,148,945	1,837,009
器具及び備品	2,222,346	1,565,043	657,303
ソフトウェア	525,000	525,000	0
合計	19,733,300	17,238,988	2,494,312

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,405,658	0	11,405,658
合計	11,405,658	0	11,405,658

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 関連当事者との取引の内容に関する事業
該当なし

12. 重要な偶発責務
該当なし

13. 重要な後発事象
該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

(1) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。
なお、積立金に対しては積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

イ 施設整備等積立金

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために、4,500,000円積み立てている。同額の積立資産を留保するものである。